



(2019年4月23日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第4回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(平成31年)4月22日(月)、第4回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、第2回同部会(3/19)および第3回同部会(3/29)で行われた関係団体へのヒアリング等における主な意見が事務局より紹介され、「拠出時・給付時の仕組み」について議論されました。

I. 議題

- (1) ヒアリング等における主な意見(※1)
- (2) 拠出時・給付時の仕組みについて

(※1) ヒアリング等における主な意見

・定年延長等の雇用延長に伴ってDBの給付設計を見直す場合、給付減額判定基準について見直しや事務手続の柔軟化・手続の簡素化を行うべき
・長寿化を踏まえ、終身年金の保証期間(20年上限)を延伸すべき
・DCの加入可能年齢を拡大すべき
・企業型DCにおけるiDeCoの同時加入に関して、規約に定めがない場合でも加入資格を与える等、個人型DCの加入要件の緩和を検討すべき
・DCの中途脱退要件を緩和すべき
・年金で受け取るより、一時金で受け取る割合が高いのは課題
・DCの拠出限度額内でのマッチング拠出の自由化を検討すべき
・DCの拠出限度額の引き上げを検討すべき

II. 事務局からの説明

- 「拠出時・給付時の仕組みについて」の資料をもとに、事務局より、DCの拠出限度額の設定ロジック、DBとDCの中途引出しの考え方、老齢給付金における年金・一時金の選択状況(一時金での受取が大半で、年金での受取が少ない)等について説明されました。
- また、2018年10月の政府税制調査会に提出された、「企業年金」から「引退後所得保障」へ、「積み上げ型」から「穴埋め型」への提案(※2)についても説明がありました。

(※2) 全国民について、個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設け、例えば、企業年金がある場合は、DB・DCへの企業への拠出額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出を可能とする案。

Ⅲ. 委員からの主な意見

< 拠出に関する意見 >

- ✓ DBを併せて実施する場合のDCの拠出限度額は、DC制度発足時に、「厚生年金基金における上乘せ支給水準」を勘案して、DCのみを実施する場合の一律半分とした経緯があるが、このロジックは20年前の水準での設定であり、今のDBの水準と照らして再計算を行うべき。また、DBにおける拠出額も勘案してプランや個人別にDCの限度額を設定する等も検討すべきである。ただし、DBの限度額については、老後所得確保の目的を実現するため、現状維持とするなど慎重に検討すべきである。
⇒（事務局）DBの拠出額を勘案してDCの限度額を設定する場合は、実務のフィージビリティも勘案して慎重に検討すべきと考えている。
- ✓ 「積み上げ型」から「穴埋め型」への提案については、複数の制度を一元化して管理する必要があるため、個人個人で自身が拠出できる額を制度ごとに把握できるような仕組みの構築も検討すべき。
- ✓ 「積み上げ型」から「穴埋め型」への提案については、これまでの企業年金の考え方を大きく変える可能性があるものなので、企業年金は「企業の福利厚生」なのか、「公的年金の補完機能」なのかも含め議論し、慎重に検討すべきである。
- ✓ 就労期間の長期化傾向を踏まえ、企業年金への加入可能年齢の拡大は必要であると考える。

< 給付に関する意見 >

- ✓ 給付においては一時金受取が大半で、年金受取が少ないという課題があるが、年金受取の場合、給付時の手数料負担が大きく、また、一時金に比して手続きが複雑等の課題もあり、今後検討していく必要がある。
- ✓ 給付時の税制について、税当局とどのような話をしているのか差し支えない範囲で教えてもらいたい。
⇒（事務局）一時金で受給しても年金で受給しても税負担が公平であることがあるべき姿であると税当局と会話している。
- ✓ 給付時の税制が複雑であるため、例えば厚労省でシミュレーターを用意するなど検討してはどうか。
- ✓ DCの脱退一時金については、諸外国では低所得者層がペナルティ（脱退時に所得税を支払う）を受けて一時金を受け取る例が多いと聞いている。その場合、老齢期の所得確保の観点で更に高所得者層と差が生まれるため、慎重に検討すべき。

Ⅳ. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、各委員のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

Ⅴ. 資料等

- 配布資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00008.html

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-5404-3081